

反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、暴力団等の市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは関係を持たないことが、公共の信頼を維持し、業務の適切性および健全性を確保するために不可欠であると考えます。当組合では、反社会的勢力の排除・対応の基本方針を「法令等遵守に係る基本方針」において以下のとおり定めています。

●反社会的勢力や団体を断固として排除し、毅然とした態度を貫く

以下、契約解除条項を定める。

契約解除条項

1. なごみ共済協同組合（甲）は、共済契約者および被共済者（乙）が次の各号に該当する場合、本契約を解除することができる。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という）に属すると認められるとき
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - (3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (6) 自らまたは第三者を利用して、甲または甲の関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたとき

以 上

なごみ共済協同組合